

## 地域区分の見直しについて（平成30年度）

### 介護報酬1単位当たりの単価（**現行**）

地域区分	6級地	7級地
市町村	富田林市、河内長野市、 大阪狭山市	太子町、河南町、千早赤阪村
サービス種別 ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援	10.42	10.21
・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	10.33	10.17
・通所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10.27	10.14

※介護予防サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスは介護予防サービスを含む。

単位：円



### 介護報酬1単位当たりの単価（**平成30年4月1日以降**）

地域区分	6級地
市町村	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
サービス種別 ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援	10.42
・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	10.33
・通所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10.27

※介護予防サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスは介護予防サービスを含む。

単位：円

今回の平成30年度介護報酬改定に伴い、上記地域区分の変更の有無にかかわらず利用料金等が変わりますので、**重要事項説明書の改訂**が必要となります（広域福祉課への届出手続きは不要です）。

なお、改正後の重要事項説明書については、利用者またはその家族に対する事前の説明が必要となります。

平成30年3月31日以前に契約済みの継続利用者については、改定部分のみの説明でも構いませんが、必ず文書にて説明を行ってください。また、**説明時に使用した書面や同意（署名等）に係る記録は事業所及び利用者双方で保管**してください。